

2023 May

5

No.879

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL: http://www.syahokyo-saga.or.jp/



佐賀県社会保険協会

検索



■祐徳稲荷神社の藤（鹿島市）

写真提供：（一社）佐賀県観光連盟

今月の記事

● 日本年金機構

- ・令和5年度社会保険・労働保険事務説明会の開催について 2
- ・国民年金保険料額が改定されました 3
- ・令和5年4月から年金額が改定されました 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・こんな時どうする？交通事故等によりケガをしたとき 4
- ・退職された方、扶養から外れた方の保険証の回収をお願いします 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・令和5年度雇用保険料率のご案内 7
- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が上げられます 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・令和5年度社会保険の事務手続き送付スケジュール等 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

令和5年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行っています。

その際に提出をしていただく「被保険者報酬月額算定基礎届」等についての事務、労働保険の年度更新等の事務及び健康保険給付等についての事務説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様のご出席をお願いいたします。

【令和5年度 社会保険・労働保険事務説明会の日程および会場】

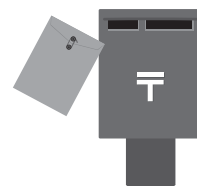
地 区	開 催	時 間	会 場	所 在 地
佐 賀	6月15日 (木)	9:45~12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館 中ホール	佐賀市日の出1丁目21-10
佐 賀	6月15日 (木)	13:45~16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館 中ホール	佐賀市日の出1丁目21-10
鳥 栖	6月21日 (水)	13:45~16:00	鳥栖市民文化会館 小ホール	鳥栖市宿町807-17
唐 津	6月22日 (木)	13:45~16:00	唐津市文化体育館 文化ホール	唐津市和多田大土井1-1
伊 万 里	6月27日 (火)	13:45~16:00	伊万里市民センター 文化ホール	伊万里市松島町391-1
武 雄	6月15日 (木)	13:45~16:00	武雄市文化会館 小ホール	武雄市武雄町武雄5538番地1
鹿 島	6月23日 (金)	13:45~16:00	鹿島市生涯学習センター エイブルホール	鹿島市納富分2700-1

※ご来場の際は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。また、会場での算定基礎届の届書用紙の配布はありません。

令和5年度の算定基礎届につきましては、7月10日(月)までに下記あて郵送によりご提出ください。

〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55
AP榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

国民年金保険料額が改定されました

令和5年4月分から令和6年3月分までの国民年金保険料は、月額16,520円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。
※スマートフォン決済可能なアプリは、auPAY・d払い®・PayB (PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリ(「ゆうちょPay」等)を含む。)・PayPay (五十音順) (令和5年3月10日現在)



保険料についてご不明な点がありましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。

お問い合わせ先 ●各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは
「ねんきん加入者ダイヤル」**TEL 0570-003-004** (ナビダイヤル)をご利用いただけます。

令和5年4月から年金額が改定されました

令和5年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(+2.8%)及び物価変動率(+2.5%)がともにプラスとなり、かつ、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回るため67歳以下の方(昭和31年4月2日以後生まれ)は名目手取り賃金変動率、68歳以上の方(昭和31年4月1日以前生まれ)は物価変動率を用いて改定されます。

また、名目手取り賃金変動率及び物価変動率がともにプラスであるため、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整率(-0.3%)と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整(-0.3%)が行われます。

このため、令和5年度の年金額は、67歳以下の方は令和4年度から2.2%の引上げ、68歳以上の方は令和4年度から1.9%の引上げとなります。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和5年3月まで	令和5年4月から
777,800円(年額)	795,000円(年額) (67歳以下の方) 792,600円(年額) (68歳以上の方)

※年金額改定通知書については、令和5年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和5年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先 ●各年金事務所 お客様相談室

一般的な年金相談に関するお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」**TEL 0570-05-1165** (ナビダイヤル)をご利用いただけます

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和5年5月分 保険料の納付期限は **令和5年6月30日(金)** です。



こんな時どうする？ 交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中（業務災害）や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

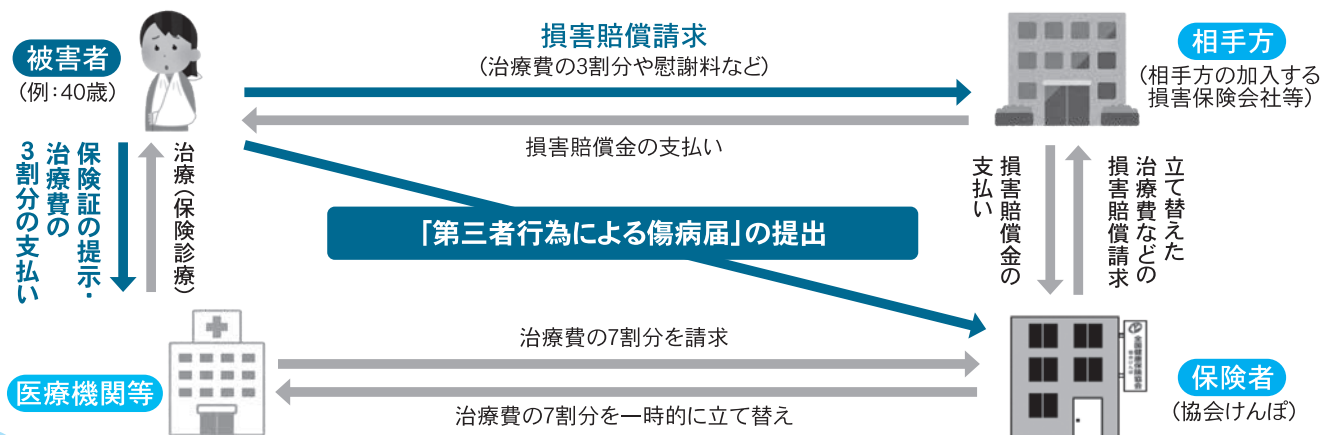
- 交通事故（他人との接触事故）
 - 暴力行為 ● 他人の犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者行為による傷病届」を
提出します



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ（健康保険）は、本来、相手方（加害者）が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後、相手方（加害者）に損害賠償請求をすることになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



交通事故等の場合に必要書類

「第三者行為による傷病届」をはじめとした、以下の書類が必要になります。

①「第三者行為による傷病届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

②「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

③「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写等）を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

④その他の提出書類

交通事故の場合、「交通事故証明書」（自動車安全運転センターが発行）を必ず添付してください。
※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

第三者行為による傷病届等はホームページからダウンロードできます
協会けんぽホームページ ▶ こんな時に健保 ▶ 第三者行為の事故にあったとき ▶



<協会けんぽHP>



<事業所のご担当者様へ>

退職された方、扶養から外れた方の 保険証の回収をお願いします。

加入者の方

退職した会社へ速やかに保険証をご返却ください。

事業主の方

- ①退職者（および被扶養者）の保険証を回収
- ②資格喪失届に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

なお、電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送ください。
※保険証が回収できなかった場合は、回収不能届に被保険者様の電話番号の記載をお願いします。



当協会では保険証の未返却者に対し、資格喪失(扶養解除)後1か月以内に2回の保険証返却催告を実施しています。事業所からの返却が遅れると、保険証返却済の方へ催告を行うこととなるため、回収された保険証については速やかに送付いただくようお願いいたします。



被保険者は**資格喪失日**から、
被扶養者は**扶養解除日**から
保険証の使用はできません。

被保険者が使えなくなる日（資格喪失日）

- ①退職日などの翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

被扶養者が使えなくなる日（扶養解除日）

- ①被保険者の資格喪失日
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

資格がなくなった保険証を使用してしまったらどうなる？

資格がなくなっている保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくこととなります。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





令和5年度 社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届等に関する講習会』

算定基礎届や月額変更届等の報酬に関する届出や記入の仕方について学びます。

地区	日時	会場
唐津会場	令和5年6月8日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	令和5年6月12日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	令和5年6月13日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	令和5年6月14日(水)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…50名 鳥栖・唐津…30名
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 社会保険事務担当者の方

● 参加費 会員事業所は無料
 (但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 FAX、郵送またはホームページよりお申込み下さい。

● お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
 TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				<small>宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。</small>
参加希望会場日時	『算定基礎届等に関する講習会』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 令和 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 () - _____			
知りたい内容やご質問等ありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

<令和5年度の雇用保険料率> (青字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担 ②	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業※	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2023年4月1日から

中小企業の事業主の皆さまへ

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%(2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間 を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 [1日8時間・1週40時間 を超える労働時間]	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

令和5年6月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19 年金事務所 延長相談 19時まで	20 鹿島市役所 (予約)	21 多久市役所 (予約)	22	23 伊万里市役所 (予約)	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521 (一般電話)
受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

お問い合わせ

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

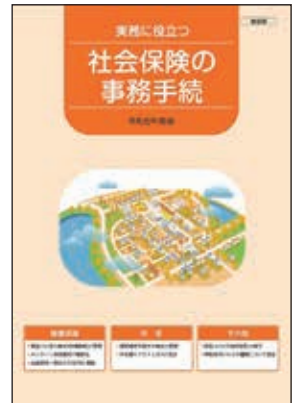
自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中でも可)。
お客様相談室:① 厚生年金適用調査課:③
国民年金課:② 厚生年金徴収課:④

令和5年度版「社会保険の事務手続き」を送付しています。

▶送付スケジュール

令和5年度会費納入時期	送付時期	備考
口座振替 4月中納付	4月末～5月上旬	5月号広報誌と同時送付
5月中納付	5月末～6月上旬	6月号広報誌と同時送付
6月以降	会費納入確認後、随時	

まだ、令和5年度の会費を納入されていない場合は、お早めの納入をお勧めします。



令和5年度 一般財団法人 佐賀県社会保険協会事業案内をご覧ください。



当協会では、毎年度の事業計画等を盛り込んだ事業案内を作成し、会員事業所をはじめ、新たに健康保険・厚生年金保険に加入された事業所等へ送付して当協会の事業を幅広く認知いただくよう取り組んでいます。

令和5年度につきましても、社会保険事務講習会の年間予定や健康啓発DVDの貸出し、会員特典事業のご案内等を掲載し、4月号の広報誌と一緒に送付していますので、事務担当者の方や従業員の方々等、多くの方にご覧いただき、社会保険協会の事業を幅広くご活用ください。

表紙タイトルに込めた想い

長い長いコロナ禍のトンネルをやっと抜け出しそうな昨今、去年は真っ只中だったので「笑」って乗り切ろうと願いを込めました。

今年度はこれを機会に「日常生活をチョット『変』えてみる」にしてみました。